

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第44回 埼玉県消費者大会分科会で

なくす会が活動報告を行いました！

2008年 10月 7日(火) 埼玉会館にて開催

今年で 44 回目となる埼玉県消費者大会。全体会には約 1,000 名の参加があり、「平和で公正な社会を実現し、明るい未来を作りましょう！」を大会スローガンに開催しました。上田埼玉県知事が来賓挨拶をし、基調報告・県への要請書の提案、確認後「ハツラツ元気を作る“食”の知恵」と題し、小泉 武夫氏（東京農業大学教授）が記念講演を行いました。最後に大会アピール(案)をなくす会活動委員の大野さんが読み上げました。

午後は 5 つの分科会が開催され、なくす会は第 3 分科会(消費者問題)を担当しました。「もっと消費者を守るために～一元化って？消費者庁って？～」と題し、なくす会副理事長の池本 誠司氏(弁護士)が講演を行いました。現在、消費者行政一元化に向けてどのような動きになっているのか、また、地方消費者行政の拡充に向けては何が重要なのかということをお話いただきました。



なくす会からは今年で 10 年目となる「埼玉県・市町村における消費生活関連事業調査」について、活動委員の乾さんが活動報告を行いました。毎年消費者大会実行委員会から委託を受けて、市町村に調査用紙を配布・回収し、集計してまとめたものを別冊資料として消費者大会で販売しています。県内各市町村の消費者行政予算や消費生活相談窓口の状況が一覧になっており、乾委員からは「自分の市町村の現状を知り、意見を上げていく必要があると思います」と発言がありました。



最後に、埼玉消費生活コンサルタントの会から、契約トラブルや商品被害の相談者と消費生活相談窓口の相談員の対応を寸劇という形で表現し、現状の問題点と消費者庁ができたならどう変わるかということを検証しました。

埼玉県が9月定例県議会にて 「地方における消費者行政の充実を求める意見書」を採択!

埼玉県(上田清司知事)は、9月24日から10月10日まで開催した9月定例県議会において、懸案議案の採択のほか、1つの決議:4つの意見書を採択しました。意見書の中の一つには「地方における消費者行政の充実を求める意見書」も採択されています。この意見書の主要点は「地方自治体における消費者行政の法的な位置付けの明確化と国による財政措置の強化」にあります。

消費者行政充実埼玉会議では県知事に要請書を提出しています

なくす会や県内消費者団体28団体は、消費者センターなど消費者行政の現場が予算不足により縮小・弱体化することに懸念を持ち、消費者行政の充実強化を求めて、連携・協力し、消費者行政充実埼玉会議を4月に結成し、シンポジウムを6月に開催、8月には上田県知事に要望書を提出するなど、県の消費者行政への提言を行っています。

消費者行政の一元化を推進する 新組織の実現を求める請願署名 を実施しております。ご協力ください!

【署名の請願事項】

- ①消費者行政を統一的・一元的に担う強い権限をもった新しい組織を確実に実現して下さい。
- ②新しい組織の活動に透明性・信頼性を持たせるため、新組織の活動に対し消費者が参加/チェックできる制度を導入して下さい。
- ③地方消費者行政を支援するための予算措置・法的措置を行って下さい。
- ④悪質業者から違法な収益を取り戻して被害者に分配するための制度を導入して下さい。

いまこそ!

消費者の立場に立った「消費者庁」の設立を求めましょう!
私たちが望む「消費者庁」は・・・

苦情、被害などの消費者・事業者情報を一元化し集約すること
集約した情報を分析・原因究明し、司令塔として対応する体制を作ること
各省庁へ勧告でき、法律を消費者庁が所轄する権限をもつこと
消費者のために情報の分析、公表をすること

そして、地方の消費者行政・相談窓口の充実、強化を!

トピック

適格消費者団体「京都消費者契約ネットワーク」が 敷引特約条項の使用差止めを求めて訴訟を起こしました。

京都の不動産会社が入居者との賃貸契約で設けている敷引特約条項は消費者契約法違反で無効だとして、同条項の使用差止めを求めていた消費者団体訴訟で、不動産会社側は今後同条項を使わない意向を示しました。

敷引特約は、退去時に敷金や保証金から一定額を差し引く条項。同ネットワークは「消費者の利益を一方向的に害するものだ」として今年8月に提訴しました。

適格消費者団体とは??

消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対する差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体をいいます。消費者団体訴訟制度として消費者契約法に最初に導入され、平成19年6月からスタートしました。また、景品表示法及び特定商取引法にも制度を導入する法律案が平成20年6月の国会において成立しました。

なくす会も適格消費者団体認定に向けて準備をすすめています。

【消費者被害めやすばこ】にご協力ください

消費者からの声が 法や社会を変えていきます！！

なくす会では、消費者被害の情報収集活動として、アンケート“消費者被害めやすばこ”を配布・回収し専門家による調査や分析を行った上で事業者へ改善要望等行い、被害の未然防止、拡大防止の活動につなげています。

今年度は「保険のトラブル」と「葬儀のトラブル」の情報を集めます。ご自分や周りの方で該当する方はぜひお答えください。

保険編

～保険の契約をした時の説明はわかりやすかったですか？～

保険金を請求したいが、どのような場合給付されるのかわからない。
受取人が保険金を請求できる状態でない場合、どうしたらいい？

葬儀編

～葬儀社・互助会で、こんなトラブルありませんでしたか？～

チラシに書かれている金額と実際の見積もりが大幅に違う！？
見積もりと、請求金額があまりにも違い、追加費用もはっきりしない…。
互助会に加入するとき、何も説明してくれなかった…。



**情報提供にご協力いただける方は、なくす会までご連絡ください。
電話での情報提供もお受けします！**

消費者行政一元化の実現と

埼玉の消費者行政充実を考えるシンポジウム(仮称) 開催

11月19日(水)14:00~16:00 埼玉会館2階ラウンジにて

消費者行政充実埼玉会議・埼玉弁護士会・埼玉司法書士会・埼玉消費者被害をなくす会 共催

申込・問い合わせ：048-844-8971(なくす会)

【第2回 理事会報告】

9月29日(月)15:05~16:40 出席：理事9名 監事1名 事務局2名

《審議事項》

1. 2008年度理事会の1月と5月の日程変更を確認した。
2. 適格消費者団体申請の状況について報告。申請に向けての準備を継続してすすめる確認をした。寄附の報告をし、会費の増額、寄附等による支援の協力をお願いした。検討委員登録を確認し選任を行った。

《報告事項》

第6回理事会報告(6/27)、第1回活動委員会(7/9)、第13回検討委員会(7/11)、第2回活動委員会(9/12)についての報告を行った。その他、会員状況、収支決算状況を報告した。

【第14回 検討委員会報告】

9月29日(月)17:40~20:00 出席：15名
(理事1名、弁護士5名、相談員6名、事務局3名)

《検討事項》

- ・事業者への問い合わせ・申し入れ活動について
「連絡文」の扱いと「公表」の基準について確認した。
- ・賃貸住宅事業者の案件
 - ① 書面による再申し入れをし、公表、意見表明の準備を進めていく確認をした。
 - ② 消契法違反の指摘を踏まえた申し入れ書を次回理事会に提案することを確認した。
 - ③ 契約書が改善されたことで終結とし、その経過を公表することを確認した。
- ・低アルコール飲料の改善要望の経過と今後の課題
事業者の回答を評価し、次回理事会で公表についての確認を行うこととした。
- ・携帯電話契約の改善要望の論点について
総務省による「電気通信サービス利用者懇談会」の意見招請にむけ、なくす会として意見を出していくことを確認した。

《報告事項》

景品表示法違反に関する広告表示について情報提供し、以前の案件の表記について検討を進める事を確認した。

《お詫びと訂正》 ニュースレター16号で誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P1 誤 埼玉県県民生活部消費生活課課長 石原徹様 → 正 石島徹様



* 商品事故・契約トラブルにあったときは最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL 048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL 049(247)0888

〃 消費生活支援センター 春日部 TEL 048(734)0999

〃 消費生活支援センター 熊谷 TEL 048(524)0999

* お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。